

水泳ファミリー委員会規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第51条及び事務分掌規程第9条に基づいて設置された水泳ファミリー委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定める。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、本連盟が、本連盟、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟及び一般社団法人日本デフ水泳協会の3団体の代表として公益財団法人日本水泳連盟（以下「日水連」という。）に加盟するにあたり、これらの4団体等を水泳ファミリーとして位置付け、日水連との窓口となるとともに、水泳ファミリーが相互に連携した円滑な活動に関する専門事項を所掌し、理事会に意見を具申する。

2 前項に規定する専門事項とは、次の各号をいう。

- (1) 水泳ファミリーの相互に連携した活動の実施に関すること
- (2) 障がい者の水泳・水中運動及び水泳競技の普及・発展に関すること
- (3) その他障がい者の水泳活動の目的達成に必要なこと

(組織・委員)

第3条 本委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 必要数

2 前項の委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

3 必要があるときは、運営委員会の承認を得て臨時委員を理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から始まり、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

2 委員の増員や委員退任の後の補充委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から始まり、本委員会における当該案件の審議が終了した時点で終了するものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集をし、その議長となる。

2 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

3 委員会は、委員の過半数（意見を書面により提出した者も含む。）が出席して成立する。

- 4 委員会の議事決定は、出席者の過半数をもって行い、同数の場合は議長が決する。
- 5 委員会で決定した重要な事項については、理事会へ報告をし、承認を得るものとする。
- 6 理事長、常務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べるができる。この場合において第2項の規定を準用する。
- 7 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、2021年6月27日から施行する。
- 2 この規程に定める本委員会は、2021年2月15日付けで当連盟、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟及び一般社団法人日本ろう者水泳協会の3団体で締結した公益財団法人日本水泳連盟への加盟についての確認書第3項に定める(仮称)日本水泳連盟連携委員会とする。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。